

Ⅱ. 自転車等放置禁止区域の指定について

1. 現在の区域の指定範囲について

「大垣市自転車等の放置の防止に関する条例」の施行にもとづき、平成23年5月より、大垣駅周辺において自転車等（自転車、原動機付自転車）の放置禁止区域、放置整理区域を指定し、放置防止のための対策を行っています。

それらの区域は、大垣駅を中心として概ね300mの範囲であり、そのうち大垣駅南側については、県道大垣停車場線（南北）、市道高屋桧1号線・高屋藤江1号線（東西）を中心として自転車等放置整理区域を指定しています。

2. 新たな放置禁止区域の指定について

平成30年3月に大垣駅南街区広場が完成し、市民や来訪者の憩いの場になっています。大垣駅周辺の良好な生活環境を保持するため、新たにこの広場を「自転車等放置禁止区域」として指定したいと考えます。

新たに指定する区域についても、周辺の放置禁止区域や放置整理区域と同様に、市の広報や標識の設置等により十分に周知したうえで、放置された場合に措置を行います。自転車等の放置を防止するとともに、自転車駐車場等の利用を促し、より良好な生活環境の実現に努めます。

《参考》 大垣駅南街区広場の写真





